

の取扱説明書を船内に備え付け、作業手順等を振り返られるようにしましょう。

1-(4)-③ 現場の危険個所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。

【取組の必要性等】

作業事故を防ぐためには、現場の作業環境において、どのような危害要因（危険な場所、危険なもの、危険な状態）があるか、どの程度危ないのかを把握し、可能な限り作業環境を改善・整備することや、注意喚起を行う必要があります。

【具体的な取組内容等】

漁船安全対策推進事業の「船の安全点検チェックリスト」や、船員災害防止協会が発行する「船内の安全を先取りしよう-リスクアセスメントの実務-」等を活用した自主改善活動の取組等において、危険個所を特定しましょう。定期的な整備の際以外にも対応が可能なものから改善に努めましょう。改善等ができない危険個所について、従事者間で共有・注意喚起を行いましょ。また、ステッカー等による警告表示や色分け塗装等により、危険個所であることを分かりやすくすることも有効です。また、作業時以外にも停泊中における船外への往来等にも海中転落の危険性があるため、舷梯や手摺を取り付けましょ。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

船員法適用の漁船は、船内作業の設備、機械、器具、用具等を整備し、作業環境を常に良好な状態におくよう努める義務があります。（船員労働安全衛生規則第17条）

労働安全衛生法が適用される漁船等は機械、器具その他の設備等による危険を防止するため必要な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第20条）。

（参考）漁船安全対策推進事業の「船の安全点検チェックリスト」、船員災害防止協会の「船内の安全を先取りしよう-リスクアセスメントの実務-」

「船の安全点検チェックリスト」は、作業現場を点検し改善する時の手助けになるようにとりまとめられたものです。安全・衛生・作業条件の改善を行ううえで参考となります。資料は一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターのホームページから入手できます。

「船内の安全を先取りしよう-リスクアセスメントの実務-」は、船内から災害を発生させるリスクを洗い出し、許容できないリスクを取り除いていく、リスクアセスメントの簡単な方法を判りやすくとりまとめたものです。安全・衛生・作業条件の改善を行ううえで参考となります。資料は船員災害防止協会のホームページをご確認ください。

1-(4)-④ 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

【取組の必要性等】

4 S活動とは、「整理・整頓・清潔・清掃」を日常的に実施するものであり、転倒・転落災害や積み荷の落下や激突などの災害の防止に効果があると言われています。4 S活動ができていない現場では、置くべきでない場所に物が置かれていて、物を運搬するときに手間取ったり、つまずいたり、作業スペースが確保できず接触事故が起こりやすくなります。また、魚の血糊で足を滑らせ、転倒・舷外に滑落することもあります。

【具体的な取組内容等】

作業前の準備、作業後の片付けやこまめな清掃など、日常業務の一環として、「4 S活動」を実践し、作業の効率化やリスクの軽減に努めましょう。

特に甲板上は、船が揺れた時に物につまづくことや、散らかっているトロ箱などが、甲板上を滑走し、乗組員にぶつかることもあるため、常に整理・整頓・清潔・清掃を行いましょう。また、重たい物や転がりやすい物は固縛しましょう。

(参考) 法令上の主な義務等(労働者を使用する事業者の場合)

船員法適用の漁船は、船内作業の設備、機械、器具、用具等を整備し、かつ、整頓するとともに船内における作業環境を常に良好な状態におくよう努める義務があります(船員労働安全衛生規則第17条)。

船員法の適用されない漁船は、日常行う清掃のほか、大掃除を6か月以内に1回、定期的に、統一的に行う義務があります(労働安全衛生規則第619条)。

(参考) 厚生労働省「職場の安全サイト」安全衛生キーワード(抜粋)

4S(よんえす)は、安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上をめざす活動で、整理(Seiri)、整頓(Seiton)、清掃(Seiso)、清潔(Seiketsu)を行う事をいいます。しつけ(Shitsuke)を加えて 5S も普及しています。

- 1 「整理」は、必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くことです。
- 2 「整頓」は、必要なものを、決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにしておくことです。
- 3 「清掃」は、ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃し、仕事をやりやすく、問題点が分かるようにすることです。転倒などの災害を防ぐことも大事なことです。
- 4 「清潔」は、職場や機械、用具などのゴミや汚れをきれいに取って清掃した状態を続けることと、そして作業者自身も身体、服装、身の回りを汚れの無い状態にしておくことです。

1－(5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

1-(5)-① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講ずる。

【取組の必要性等】

「ヒヤリ・ハット」とは、事故にまでは至らないものの、事故が発生する可能性が高かったと感じた事象です。軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例も、危険要因を把握し、対策を講じることができる貴重な情報です。これを活用して、再発防止や未然防止に役立てることが重要です。自身の経営体に限らず、同業種の経営体との情報共有も新たな知見を得るために有効です。

【具体的な取組内容等】

現場で発生した軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例について、実情に適した方法で把握する仕組みを作りましょう。また、把握した事例については、事業者団体を通じて情報共有を図るとともに、原因を分析し、再発防止のために、機械等を改修するなど直接的に変更するものに限らず、危険個所や動作を明示する貼紙など、できる対策を積極的に行いましょう。

1-(5)-② 実施した作業安全対策の内容を記録する。

【取組の必要性等】

実施した作業安全対策の内容を記録することで、進捗状況を把握でき、地域の安全担当者（漁協職員等）と情報共有できる材料となります。事故やヒヤリ・ハットの危険性の把握にも有効です。

【具体的な取組内容等】

実施した設備、機械等の点検や参加した研修、作業環境の改善など実施した作業安全対策の内容や日付、その他必要な情報を記録しておきましょう。

また、事故やヒヤリ・ハットが発生した場合、その状況・原因や、その後に講じた対策の内容を記録し、後日確認参照できるようにしましょう。

(参考) 法令上の主な義務等(労働者を使用する事業者の場合)

船員に対する教育・訓練や船内安全衛生委員会の議事をはじめ、安全担当者等から改善の申し出があった事項、措置した事項等について記録を作成し、備え置く義務があります(船舶労働安全衛生規則第13条)。

また、クレーン、デリック、フォークリフト等においては、定期的に自主点検を行い、その結果を記録しておく義務があります(労働安全衛生法第45条、労働安全衛生法施行令第15条、船員労働安全衛生規則第5条)。

2 事故発生時に備える

2- (1) 労災保険への加入等、補償措置の確保

2-(1)-① 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

【取組の必要性等】

考え得る十分な安全対策を講じていたとしても、人が作業に携わる限り事故の発生リスクをゼロにすることはできないため、労災保険等の経済的補償の備えは重要です。

【具体的な取組内容等】

法令上、労災保険の加入義務が定められている場合は、必ず従事者を労災保険に加入させましょう。また、加入が任意となっている場合はなるべく加入しましょう。

経営者や家族従事者についても、作業事故のリスクがある場合は、労災保険への特別加入やその他の任意の民間保険に加入しましょう。

(参考) 法令上の主な義務等(労働者を使用する事業者の場合)

労災保険とは、労働者の業務等による災害に対して保険給付を行う制度です。

船員法適用で規定する船員を使用する事業や労働者を使用する法人の事業、常時5人以上の労働者を使用する個人経営の事業は、労災保険への加入義務があります(労働災害補償保険法第3条)。

常時使用の労働者が5人未満の個人経営の事業は労災保険への加入は任意となっています(労働者災害補償保険法附則第12条)。

一人乗り漁船の船長や家族従事者は労災保険への特別加入が認められています(労働災害補償保険法第33条から37条)。

2－(2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施

2-(2)-① 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、運輸局・労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

【取組の必要性等】

作業事故や海難事故が発生した場合、被災者の救護など迅速な対応が求められます。事故が発生した際に、慌てず、冷静に対応できるように、あらかじめ手順について従事者全員が理解しておく必要があります。他に従事者がいない場合であっても、万が一の対応を家族が実施できるよう、対応を決めておきましょう。

【具体的な取組内容等】

作業事故や海難事故が発生した場合の対応について、予め手順や緊急連絡先について確認しておき、船内の分かりやすい場所等に提示しておく等、従事者間で共有し、いつでも対応できるように備えておきましょう。一人乗り漁船では、連絡手段の確保（携帯電話を防水パックに入れる）、家族・無線局との定時連絡や予定の周知、僚船との集団操業など、できる限りの安全対策を講じましょう。

事故が発生した場合の対応について、漁協等で作成されている既存のものがあれば、それを利用しましょう。

（参考）法令上の主な義務等（労働者を使用する事業者の場合）

船員法適用の漁船は、災害又は疾病のために船員が引き続き三日以上休業したときは、その内容、原因などを運輸局に届けなければなりません（船員法第 111 条、船員法施行規則第 73 条）。

労働安全衛生法が適用される漁船は労働災害等のために労働者が4日以上休業したときはその内容、原因などを労働基準監督署に届けなければなりません（労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 97 条）。

（参考）海の「もしも」は 118 番

118 番は海上保安庁緊急通報用電話番号です。海での海難事故が発生した場合は、「118 番」へ通報をお願いいたします。通報の際には、「いつ」「どこで」「何があった」などを簡潔に落ち着いて通報してください。

2－(3) 事業継続のための備え

2-(3)-① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

【取組の必要性等】

事故により従事者が休業する場合でも、他の従事者がカバーする等、事業が継続できるための方法を検討することは、経営体の資産が守られ、従事者の生活や事業の見直しにもつながります。

【具体的な取組内容等】

事業に必要となる人員等を把握し、交代要員の確保及びその状況に応じた生産規模を検討すること、機械作業等において作業手順マニュアルを誰でも見ることができる場所に設置しておくことや、他の従事者が兼務できるよう普段から業務のシェアを推進すること等、事故発生時の事業継続の方策について、話し合いや検討を行いましょ

う。
なお、一人乗り漁船で従事者がいない場合、本項目は該当しませんが、2-(1)-①にあるとおり、万一の事故の際に補償措置を講じることは、経営を守るうえでも有用です。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業） 事業者団体向け(案)

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う（共通規範3関係）

- ① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
- ② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
- ③ 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。
- ④ 構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。
- ⑤ 構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。
- ⑥ 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を把握・分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。
- ⑦ 構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。
- ⑧ 構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。
- ⑨ 効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。

2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる（共通規範4関係）

- ① 構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。
- ② 必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。
- ③ 構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。特に事故発生時に迅速に救難対応できるよう、関係機関や構成員との連絡体制の確保や訓練を行う。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）
事業者団体向け チェックシート（案）

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	
2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。特に事故発生時に迅速に救難対応できるよう、関係機関や構成員との連絡体制の確保や訓練を行う。	

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業） 事業者団体向け 解説資料（案）

はじめに：本解説資料について

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）（以下、「個別規範」という。）は、農林水産業・食品産業の事業者や事業者団体が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。

事業者団体向けの個別規範に示す各取組事項については、小規模な事業者では安全対策や事故発生時に備えた措置を講じるための十分な専門的知識や時間を確保することが困難な場合も多いと考えられることから、各事業者団体の役割や能力に応じ、構成員に必要な助言や支援を講じていただくために期待される取組を示したものです。

本解説資料は、個別規範の各項目の内容を捕足するものですので、作業安全規範の活用にあたり、必要に応じてご参照ください。

1 構成員の作業安全対策確保のために必要な支援を行う。

1-① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。

【取組の必要性】

作業事故や海難防止のためには、業界団体が一丸となり、安全意識を高めていくことが重要です。そのため、団体から構成員へ安全意識の向上のための働きかけを行うことは必要です。

【具体的な取組内容等】

作業事故や海難防止に向けたスローガンを掲げる等の事業者団体独自の活動や行政機関等が作成したパンフレット等の啓発資材の配布、講演会の開催、高齢者等への直接的な注意喚起等の啓発活動を実施しましょう。また、国土交通省が実施する船員労働安全衛生月間や日本海難防止協会等が実施する海の事故ゼロキャンペーン、大日本水産会が実施する全国漁船安全操業推進月間等による啓発活動を活用しましょう。

1-② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。

【取組の必要性】

事業者団体として安全に対する最新の知見や情報を積極的に収集し、構成員へ提供することは、安全対策の重要性を再確認し構成員の安全意識を向上させるうえで重要です。

【具体的な取組内容等】

船員災害防止協会や日本海難防止協会、運輸安全委員会のホームページに掲載されている情報や海上保安庁が毎年とりまとめている「海難の現況と対策」の情報等を利用し、構成員が安全対策に取り組みやすいよう情報提供しましょう。

（参考）海上保安庁の「海難の現況と対策」

「海難の現況と対策」は、各年で発生した海の事故の統計と事故防止対策などをとりまとめられたものです。資料は海上保安庁のホームページから入手できます。

1-③ 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。

【取組の必要性】

安全対策に関する研修・教育等を受けることは、安全に作業を行うために必要なことです。事業者団体が安全対策に関する研修の実施や外部の研修の紹介を行うことで、構成員が自ら研修等を実施することが困難な場合でも、効率的に安全対策を講じていくことができます。

【具体的な取組内容等】

構成員等が参集する会議等において安全に関する研修等を実施することや、船員災害防止協会が開催する講習や水産庁の漁船安全対策推進事業で実施する「漁業カイゼン講習会」等を活用し、安全対策に取り組むことができる機会の提供に努めましょう。

1-④ 構成員が共同利用する場所等が管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。

【取組の必要性】

構成員が共同で利用する荷さばき施設や鮮度保持施設等が管理している場合、事業者団体が中心となって安全対策を講じることが重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員が共同で利用する荷さばき施設や鮮度保持施設等を管理している場合は、作業安全上の危険個所を確認し、把握した危険個所については、張り紙の注意喚起や、必要に応じて改善・整備を行い、安全に作業できる環境づくりに努めましょう。

1-⑤ 構成員の安全に配慮された資機材の導入・更新に対し助言や支援を行う。

【取組の必要性】

資機材等を適切な知識や技能を持って安全に使用することに加えて、導入・更新する際にあらかじめ作業事故が発生するリスクの少ない資機材を選択することも重要です。事業者団体としても安全な資機材等の最新情報を収集し、構成員が資機材を導入・更新する際に安全面からも検討できるよう助言や支援を行うことが重要です。

【具体的な取組内容等】

無人化機械や安全な資機材等の最新情報や、安全に配慮された機材の導入に際して活用できる行政機関の支援等に関する情報について、構内にパンフレットやカタログを閲覧できるよう備えることや、構成員へ配布する等、情報提供等に努めましょう。

1-⑥ 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例

を把握・分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。

【取組の必要性】

事件事例やヒヤリ・ハット事例の収集は作業事故の防止対策を図るうえで貴重な情報となります。構成員が安全対策に活かせるよう、事件事例やヒヤリ・ハット事例の情報を集め、そこから根本的な原因を分析し、再発防止策について構成員に周知していくことが重要です。事故の原因分析や再発防止策の検討には、船員災害防止協会の「船内におけるヒヤリ・ハット実例集-仲間で描いたイラスト100選-」や、運輸安全委員会がホームページ上に掲載している過去の海難や作業事故の報告書が参考になります。

【具体的な取組内容等】

構成員である各漁業経営体で発生した事件事例やヒヤリ・ハット事例を把握するとともに、船員災害防止協会や運輸安全委員会の情報等も活用し、他の構成員への情報共有に努めましょう。

(参考) 船員災害防止協会の「船内におけるヒヤリ・ハット実例集-仲間で描いたイラスト100選-」

「船内におけるヒヤリ・ハット実例集-仲間で描いたイラスト100選-」は、現場で働く方々が実際に経験したヒヤリ・ハットを見やすいように場所や原因により類型化、イラストを付けて不安全状態、行動が容易に見つけられるようとりまとめられたものです。資料は船員災害防止協会のホームページをご確認ください。

1-⑦ 構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。

【取組の必要性】

作業事故の大部分は、誤った作業方法や従事者の不安全行動が関係して発生しています。いくら作業事故を防止するための対策をとっても、従事者が自分勝手な方法で作業をしては、安全は確保できません。このため、作業安全に係るガイドライン等の作成又は、既存のガイドラインの活用により、構成員へ周知することは重要です。

【具体的な取組内容等】

船員災害防止協会が発行する「なくそう！漁船の災害（漁船災害防止の手引き）」等、関係機関が作成している安全対策に関する既存のガイドラインや手引きを活用するなど、構成員に必要な作業安全に係るガイドラインについて情報提供を行いましょ。また、必要であれば、構成員の操業形態や作業事故の傾向を踏まえて作成することも有効です。

(参考)) 船員災害防止協会の「なくそう！漁船の災害(漁船災害防止の手引き)」

「なくそう！漁船の災害(漁船災害防止の手引き)」は、漁船における労働災害や対応策などをとりまとめたものです。資料は海上保安庁のホームページから入手できます。資料は船員災害防止協会のホームページをご確認ください。

1-⑧ 構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。

【取組の必要性】

構成員が安全対策について、いつでも相談しやすい・相談できる環境を整えておくことは重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員に対する安全指導や安全対策に関する相談への助言、構成員同士で安全対策の事例等を共有できる体制・機会を設けましょう。

1-⑨ 効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。

【取組の必要性】

作業安全に係る関係機関と連携し、安全対策を講じていくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

水産庁や海上保安庁のほか、船員災害防止協会等、作業安全に係る関係機関と連携し、効果的な作業安全対策を講じましょう。

2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

2-① 構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。

【取組の必要性】

万一に備え、特別加入を含む労災保険や、民間保険・共済への加入等の補償措置の確保が重要です。このため、構成員の労災保険等の補償措置への加入状況や意向を調査し、補償措置の確保を支援することが重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、構成員に対し、労災保険加入義務者への加入を徹底させるほか、一人乗り漁船の船長や家族従事者、中小事業主への労災保険特別加入及び民間保険・共済加入を推奨しましょう。

2-② 必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。

【取組の必要性】

一人乗り漁船等、雇用従事者のいない漁船漁業でも、事業者本人や家族従事者が加入できる労災保険特別加入制度があります。加入手続は、事業者を構成員とする特別加入団体が行う必要があります。適当な特別加入団体が存在しない場合には、事業者団体等が特別加入団体を設立し、受け皿となる必要があります。

【具体的な取組内容等】

一人乗り漁船等の特別加入を希望する構成員がいる場合には、特別加入団体を設立しましょう。

2-③ 構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。特に事故発生時に迅速に救難対応できるよう、関係機関や構成員との連絡体制の確保や訓練を行う。

【取組の必要性】

構成員に対し、事故発生時に備えた取組を行うために必要な助言や支援を行うとともに、事故発生時には、海上という特殊性を踏まえ、迅速に救難対応できるよう、体制を整えておく必要があります。

【具体的な取組内容等】

構成員が事故発生時の事業継続のために準備を行うよう促すほか、準備に当たって

の必要な助言や支援を行いましょう。

また事故発生時には、救護・搬送、連絡、その後の調査、運輸局・労基署への届出、再発防止策の策定等、団体の役割に応じて支援を行いましょう。実際の事故発生時に海上保安庁等の関係機関や僚船との連絡や救難所との連携等、救難に必要な支援が迅速に行えるよう、連絡網の整備や救難訓練等に取り組みましょう。